令　和　7　年
第１回八雲町議会定例会
議　　題

開会　令和　７年　３月　６日
閉会　令和　７年　３月　　日

八　雲　町

個人情報の保護により議案の一部を「＊」（アスタリスク）で表示しています。

令和７年第１回八雲町議会定例会議件一覧

区　分	番　号	件　　名	結　果
議　案	1	令和７年度八雲町一般会計予算	
議　案	2	令和７年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議　案	3	令和７年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議　案	4	令和７年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議　案	5	令和７年度八雲町水道事業会計予算	
議　案	6	令和７年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計予算	
議　案	7	令和７年度八雲町下水道事業会計予算	
議　案	8	令和７年度八雲町農業集落排水事業会計予算	
議　案	9	令和７年度八雲町病院事業会計予算	
議　案	10	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
議　案	11	八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	12	八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	13	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	14	八雲町教育委員会指導主事の給与に関する条例	
議　案	15	八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	16	八雲町奨学基金条例の一部を改正する条例	
議　案	17	八雲町犯罪被害者等支援条例	

区　分	番　号	件　　名	結　果
議　案	18	八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議　案	19	八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	20	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議　案	21	八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
議　案	22	八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議　案	23	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	
議　案	24	八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議　案	25	八雲町消防団条例の一部を改正する条例	
議　案	26	財産の取得について	
議　案	27	指定管理者の指定について	
議　案	28	指定管理者の指定について	
議　案	29	指定管理者の指定について	
議　案	30	八雲町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
議　案	31	令和６年度八雲町一般会計補正予算（第 13 号）	
議　案	32	令和６年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	
諮　問	1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
諮　問	2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
諮　問	3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	

議案第 10 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第１条　八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年八雲町条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）及び（２）　略 （３）　特定個人情報　番号法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 （４）　個人番号利用事務実施者　番号法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （５）　情報提供ネットワークシステム　番号法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （６）及び（７）　略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）及び（２）　略 （３）　特定個人情報　番号法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 （４）　個人番号利用事務実施者　番号法第２条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （５）　情報提供ネットワークシステム　番号法第２条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （６）及び（７）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

（八雲町税条例の一部改正）

第２条　八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（町民税の申告） 第36条の２　略 ２～９　略 10　町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は	（町民税の申告） 第36条の２　略 ２～９　略 10　町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は

事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
（施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 （１）　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４）　略 ２　略	（施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 （１）　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４）　略 ２　略
（種別割の減免） 第89条　略 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければ	（種別割の減免） 第89条　略 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければ

ならない。 （１）　略 （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （３）～（８）　略 ３　略	ならない。 （１）　略 （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （３）～（８）　略 ３　略
（特別土地保有税の減免） 第139条の３　略 ２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）及び（３）　略 ３　略	（特別土地保有税の減免） 第139条の３　略 ２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）及び（３）　略 ３　略
（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申	（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申

告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）及び（３）　略	告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）及び（３）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 11 号

八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八雲町条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の４　略 ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　略 ４　前３項の規定は、第15条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 ５　略	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の４　略 ２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　略 ４　前３項の規定は、第15条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 ５　略

（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略 （介護時間） 第15条の２　略	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略 （介護時間） 第15条の２　略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第15条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第15条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （２）　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （３）　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（組合休暇） 第16条　略	（組合休暇） 第16条　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。 ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の４第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 12 号

八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の育児休業等に関する条例（平成17年八雲町条例第24号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（部分休業の承認） 第18条　略 ２　略 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第18条　略 ２　略 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で）行うものとする。
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 13 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（扶養手当） 第９条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （２）～（６）　略 ３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円とする。 ４　略	（扶養手当） 第９条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 （１）～（５）　略 ３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円とする。 ４　略 ５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（地域手当） 第10条の２　略 ２　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）及び（２）　略 （３）　３級地　100分の15 （４）　４級地　100分の12 （５）　５級地　100分の10 （６）　６級地　100分の６ （７）　７級地　100分の３ ３　略	（地域手当） 第10条の２　略 ２　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）及び（２）　略 （３）　３級地　100分の12 （４）　４級地　100分の８ （５）　５級地　100分の４ ３　略
（通勤手当） 第11条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （１）　通勤のため交通機関を利用して運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担す	（通勤手当） 第11条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第３項までにおいて「交通機関等」という。）を利用

ることを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。）	してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）　略	（２）　略
（３）　通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者を除く。）	（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者を除く。）
２　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　規則で定めるところにより算出した当該職員の１箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第３号において「運賃等相当額」という。）（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の２分の１（その差額の２分の１が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）	（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）
（２）　略	（２）　略
（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が45,000円を超えるときはその額と45,000円との差額の２分の１（その差額の２分の１が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）若しくは	（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額

第１号に掲げる額又は前号に掲げる額	
	３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	４　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（管理職員特別勤務手当） 第14条の５　管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職員の特殊性に基づき規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日又は同条例第９条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	（管理職員特別勤務手当） 第14条の５　管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職員の特殊性に基づき規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日又は同条例第９条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
２　前項に規定する場合のほか、前項の規定による規則で指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	２　前項に規定する場合のほか、前項の規定による規則で指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）	（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額
（２）　略	（２）　略

４　略	４　略
第16条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （１）及び（２）　略 （３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	第16条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （１）及び（２）　略 （３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの （４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
第16条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （２）　略	第16条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （２）　略
２　略 ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	２　略 ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 （２）及び（３）　略 ４～７　略 （適用除外） 第24条　第５条第２項から第９項まで、第９条から第10条の４まで、第18条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附　則 （八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第４条　略 ２～６　略 ７　八雲町一般職員の給与に関する条例第５条第２項及び第４項から第９項まで、第９条から第10条の４まで、第18条並びに第19条並びに新給与条例第５条第３項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８　略	（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 （２）及び（３）　略 ４～７　略 （適用除外） 第24条　第５条第２項から第９項まで及び第９条から第10条の３までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 附　則 （八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第４条　略 ２～６　略 ７　八雲町一般職員の給与に関する条例第５条第２項及び第４項から第９項まで、第９条から第10条の３まで並びに新給与条例第５条第３項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

別表第１行政職給料表を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200

12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500

50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500	
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800	

	88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000	
	89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200	
	90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500	
	91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800	
	92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000	
	93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200	
	94		299, 400	348, 800	389, 800	400, 500	
	95		299, 700	349, 200	390, 200	400, 800	
	96		300, 100	349, 500	390, 600	401, 000	
	97		300, 300	349, 800	390, 900	401, 200	
	98		300, 600	350, 200	391, 400	401, 500	
	99		301, 000	350, 600	391, 800	401, 800	
	100		301, 400	351, 000	392, 200	402, 000	
	101		301, 600	351, 500	392, 500	402, 200	
	102		301, 900	351, 900	393, 000	402, 500	
	103		302, 200	352, 300	393, 400	402, 800	
	104		302, 500	352, 700	393, 800	403, 000	
	105		302, 700	353, 200	394, 100	403, 200	
	106		303, 000	353, 600	394, 600		
	107		303, 300	353, 900	395, 000		
	108		303, 600	354, 200	395, 400		
	109		303, 800	354, 700	395, 700		
	110		304, 200		396, 200		
	111		304, 600		396, 600		
	112		304, 900		397, 000		
	113		305, 100		397, 300		
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				

定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第16条の２及び第16条の３の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（号給の切替え）

第２条　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第３条　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第４条　切替日から令和８年３月31日までの間における改正後の給与条例第９条の規定の適用については、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは

「（５）　重度心身障害者

（６）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 14 号

八雲町教育委員会指導主事の給与に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、八雲町教育委員会事務局の指導主事の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用職員）

第２条　この条例の適用を受ける指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第２項に規定する指導主事のうち、北海道教育庁の職員、北海道立学校の教育職員又は北海道市町村立学校の教育職員から引き続き町の職員として任用された者とする。

（給与の支給）

第３条　指導主事の給料表は、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）（以下これらを「学校職員給与条例」という。）に規定する給料表を準用する。

２　前項に規定するもののほか、指導主事に支給する給与及びその額の算出については、学校職員給与条例の例による。

（職務）

第４条　指導主事の職務は、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）別表第３（第４条関係）級別基準職務表アの行政職給料表級別基準職務表に規定する職務の級の５級又は６級に相当するものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第５条　指導主事の初任給、昇格、昇給等の基準は、学校職員給与条例の例による。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 15 号

八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

八雲町職員の旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　略 （６）　扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。 （７）　略 ２　略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　略 （６）　家族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする者をいう。 （７）　略 ２　略
（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 ２～７　略 ８　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給する。 ９　略 10　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。	（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、転居費、着後手当及び家族移転費とする。 ２～７　略 ８　転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。 ９　略 10　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
第９条　１日の旅行において日当、宿泊料（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料の額による。	第９条　１日の旅行において日当、宿泊料（家族移転費のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料の額による。
第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過職の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算	第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過職の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

する。	
（鉄道賃） 第13条　略 ２　前項第３号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。 （１）　特別急行列車を運行する線路による旅行（普通急行列車を運行する線路で片道100キロメートル未満のものを除く。） （２）　略 ３　略	（鉄道賃） 第13条　略 ２　前項第３号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。 （１）　特別急行列車を運行する線路による旅行 （２）　略 ３　略
（移転料） 第19条　移転料は、次に規定する額による。 （１）　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地又は旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第２の定額による額 （２）　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の２分の１に相当する額 （３）　赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額 ２　前項第３号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 ３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項第３号に規定する期間を延長することができる。	（転居費） 第19条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第１項第１号又は第２号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。
（扶養親族移転料） 第21条　扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を旧居住地又は旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に支給するものとし、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額とする。 （１）　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当額の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の３分の２に相当す	（家族移転費） 第21条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 （１）　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごと

る額	に、職員が移転をするものとして算定した第13条から第16条までの費用、日当、宿泊料及び着後手当の合計額に相当する額
（２）　12歳未満６歳以上の者については、（１）に規定する額の２分の１に相当する額	（２）　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
（３）　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。	
２　前項に規定する場合を除くほか、第19条第１項第３号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前項の規定に準じて計算した額。ただし、前項の規定により支給することができる額に相当する額をこえることができない。	２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。
３　第１項各号の規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
４　職員が赴任を命ぜられた日に胎児であった子を、その赴任後移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前３項の規定を適用する。	
（町内移転の特例） 第24条　職員が公務の必要により公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、町内（在勤地内を含む。）において住所又は居所を移転した場合には、別表第２の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の２分の１に相当する額（扶養親族を随伴しない場合にはその３分の１に相当する額）の移転料を受給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。	（町内転居の特例） 第24条　職員が公務の必要により公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、町内（在勤地内を含む。）において住所又は居所を転居した場合には、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額を支給する。

別表第２（第19条、第24条関係）

移転料

（単位：円）

区分	鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1,000km未満	鉄道1,000km以上1,500km未満	鉄道1,500km以上2,000km未満	鉄道2,000km以上
町長	112,000	130,000	158,000	196,000	260,000	274,000	293,000	340,000
副町長、教育長及び病院長	95,000	109,000	134,000	167,000	222,000	233,000	250,000	289,000
その他の職員	83,000	96,000	118,000	145,000	193,000	203,000	217,000	252,000

備考　路程の計算については、水路及び陸路１キロメートルをもって鉄道４キロメートルとみなす。

備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 16 号

八雲町奨学基金条例の一部を改正する条例

八雲町奨学基金条例（平成17年八雲町条例第51号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（基金の額） 第２条　基金の額は、定額8,730万円とする。 ２　略	（基金の額） 第２条　基金の額は、定額5,000万円とする。 ２　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 17 号

八雲町犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、八雲町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族、町内に住所を有する者をいう。

（３）　二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

（４）　関係機関等　国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（５）　町民等　町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。

（６）　事業者　町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう配慮して行われなければならない。

２　犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

３　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう行われなければならない。

４　犯罪被害者等の支援は、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条に規定する基本理念（次条及び第６条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

２　町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（町民等の責務）

第５条　町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（見舞金の支給）

第８条　町は規則で定めるところにより、犯罪被害者等（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有していた者に限る。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

（１）　遺族見舞金　30 万円

（２）　傷病見舞金　10 万円

（日常生活の支援）

第９条　町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むこ

とができるよう、日常生活の支援に関する情報提供及び助言その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第 10 条　町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮その他必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第 11 条　町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第 12 条　町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第 13 条　町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第８条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪等の行為による死亡又は傷病について適用する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 18 号

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）及び（３）　略	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）及び（３）　略 ２　町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

	（１）　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
（食事の提供の特例） 第16条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１）　略 （２）　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が	（食事の提供の特例） 第16条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１）　略 （２）　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は

行われること。 （3）～（5）　略 2　略	管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）　略 2　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 19 号

八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

八雲町保育の必要性の認定に関する条例（平成26年八雲町条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（罰則） 第４条　小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が、正当な理由なしに法第13条第１項（法第30条の３において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第６条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第１項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 ２　略	（罰則） 第４条　小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が、正当な理由なしに法第13条（法第30条の３において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第６条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 ２　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 20 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第２項において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　略	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第27条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　略

（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）　略 （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）　略 （３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定

保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
	2　町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。
	（１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
	（２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
	ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
	イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
	3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
2～4　略	4～6　略
（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規定」と読み替えるものとする。	について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 21 号

八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年八雲町条例第６号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第151条　略 ２～12　略 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17　略	第151条　略 ２～12　略 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 22 号

八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年八雲町条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（園路及び広場） 第４条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）～（５）　略 （６）　高齢者、障害者等が転落するおそれのある場合には、柵、令第11条第２号に規定する点状ブロック等及び令第21条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （７）　略	（園路及び広場） 第４条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）～（５）　略 （６）　高齢者、障害者等が転落するおそれのある場合には、柵、令第11条第２号に規定する点状ブロック等及び令第22条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （７）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 23 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年八雲町条例第126号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（扶養手当） 第４条　略 ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生活の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） （２）～（５）　略	（扶養手当） 第４条　略 ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生活の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 （１）～（４）　略
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第12条の２　第４条から第４条の３まで、第５条の２及び第７条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第12条の２　第４条、第４条の３及び第５条の２の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。
（給与の減額） 第13条　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその３歳に満たない子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第13条　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
附　則 （企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第５条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条から第４条の３まで、第５条の２及び第７条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附　則 （企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第５条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条、第４条の３及び第５条の２の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第２条　切替日から令和８年３月31日までの間における改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条の規定の適用については、同条第２項中「（４）重度心身障害者」とあるのは

「（４）　重度心身障害者

（５）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 24 号

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第129号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>基準</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr>
<tr><td>４　特別室</td><td>１日</td><td>南棟　5,000円
中央棟　3,000円
西棟　2,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条関係）
使用料
<table>
<tr><th>区分</th><th>基準</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr>
<tr><td>４　特別室</td><td>１日</td><td>南棟　3,000円
中央棟　3,000円
西棟　2,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 25 号

八雲町消防団条例の一部を改正する条例

八雲町消防団条例（平成17年八雲町条例第155号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（欠格事項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）　略	（欠格事項） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）　略
備考　改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 26 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

1　財産の所在地、種別及び面積

所　在　地	種　　別	面積（㎡）
八雲町熊石鮎川町103番地７	CB造２階建（１棟２戸）	176.54
	CB造１階建（１棟１戸）	70.03

2　取 得 の 目 的　　熊石地域の教職員住宅等として有効活用を図るため

3　取 得 の 方 法　　契約の定めるところによる。

4　取 得 の 金 額　　16,789,300円

5　取得の相手方　　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育委員会
教育長　中　島　俊　明

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 27 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　公の施設の名称

熊石関内交流センターまなびあん

２　指定管理者として指定する者

二海郡八雲町熊石関内町 358 番地１

熊石防犯街路灯ほか管理組合

組合長　永　坂　礼　三

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 28 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　公の施設の名称

八雲町情報交流物産館丘の駅

２　指定管理者として指定する者

二海郡八雲町内浦 153 番地

株式会社木蓮

代表取締役　近　藤　安　幸

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 29 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　公の施設の名称

八雲町バイオマス利活用施設

２　指定管理者として指定する者

二海郡八雲町鉛川 456 番地２

八雲町バイオサイクル協同組合

代表理事　藤　野　勝　徳

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 30 号

八雲町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第３条第１項の規定に基づき、次のとおり八雲町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

１　指定する郵便局の名称
黒岩郵便局
野田生郵便局

２　取り扱う事務の範囲
（１）　戸籍の謄本及び抄本（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
（２）　納税証明書及び所得証明書等（当該納税証明書及び所得証明書等に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者に対するものに限る。以下「納税証明書等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書等の引渡しに関する事務
（３）　住民票の写し（当該住民票に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡しに関する事務
（４）　戸籍の附票の写し（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事
（５）　印鑑登録証明書（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

３　取扱期間
令和７年７月１日から令和８年３月31日までとする。ただし、当該期間満了の３か月前までに、八雲町及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を１年間延長することとし、以後も同様とする。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

議案第 31 号

令和６年度八雲町一般会計補正予算（第 13 号）

令和６年度八雲町の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,704 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,563,268 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

第１表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,554,138	211,307	5,765,445
	1 地方交付税	5,554,138	211,307	5,765,445
13 分担金及び負担金		30,888	9,700	40,588
	1 分担金	18,504	9,700	28,204
15 国庫支出金		1,486,594	6,239	1,492,833
	2 国庫補助金	637,698	6,239	643,937
16 道支出金		833,455	900	834,355
	2 道補助金	332,048	900	332,948
17 財産収入		86,875	13,550	100,425
	2 財産売払収入	34,013	13,550	47,563
19 繰入金		3,720,605	36,731	3,757,336
	1 基金繰入金	3,720,605	36,731	3,757,336
22 町債		1,098,000	3,277	1,101,277
	1 町債	1,098,000	3,277	1,101,277
歳　　入　　合　　計		18,281,564	281,704	18,563,268

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,600,503	270,204	4,870,707
	1 総務管理費	4,522,843	270,204	4,793,047
6 農林水産業費		1,411,308	11,500	1,422,808
	1 農業費	382,549	11,500	394,049
8 土木費		1,290,944	0	1,290,944
	2 道路橋りょう費	557,249	0	557,249
10 教育費		639,022	0	639,022
	3 中学校費	128,565	0	128,565
歳　　出　　合　　計		18,281,564	281,704	18,563,268

第２表

繰 越 明 許 費 補 正

（追　加）　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総　務　費	1　総務管理費	災害時備蓄品整備事業	15,279
6　農林水産業費	1　農　業　費	草地畜産基盤整備事業	12,925
		農道・集落道整備事業	13,275
8　土　木　費	4　都市計画費	3・4・2出雲通排水路整備事業	10,340

第３表

地　方　債　補　正

（変　更）　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋長寿命化事業	37,300	－	－	－	38,000	－	－	－
スクールバス整備事業	5,900	－	－	－	7,300	－	－	－
臨時財政対策債	17,100	－	－	－	18,277	－	－	－
合　　計	1,098,000				1,101,277			

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,554,138	211,307	5,765,445
13 分担金及び負担金	30,888	9,700	40,588
15 国庫支出金	1,486,594	6,239	1,492,833
16 道支出金	833,455	900	834,355
17 財産収入	86,875	13,550	100,425
19 繰入金	3,720,605	36,731	3,757,336
22 町債	1,098,000	3,277	1,101,277
歳　入　合　計	18,281,564	281,704	18,563,268

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,600,503	270,204	4,870,707
6 農林水産業費	1,411,308	11,500	1,422,808
8 土木費	1,290,944	0	1,290,944
10 教育費	639,022	0	639,022
歳　出　合　計	18,281,564	281,704	18,563,268

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
7,639	0	13,553	249,012
900	0	9,700	900
0	700	0	△700
△1,400	1,400	0	0
7,139	2,100	23,253	249,212

２ 歳　入

１１ 款　地方交付税

１ 項　地方交付税

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,554,138	211,307	5,765,445
計	5,554,138	211,307	5,765,445

１３ 款　分担金及び負担金

１ 項　分担金

	千円	千円	千円
1 農林水産業費分担金	18,504	9,700	28,204
計	18,504	9,700	28,204

１５ 款　国庫支出金

２ 項　国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	20,448	7,639	28,087
6 教育費国庫補助金	7,895	△1,400	6,495
計	637,698	6,239	643,937

１６ 款　道支出金

２ 項　道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	183,082	900	183,982
計	332,048	900	332,948

１７ 款　財産収入

２ 項　財産売払収入

	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	3	7,949	7,952
2 物品売払収入	53	5,586	5,639
4 有価証券等売払収入	0	15	15
計	34,013	13,550	47,563

節		説明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
1 地方交付税	211,307	普通交付税	211,307

	千円		千円
1 農業費分担金	9,700	草地畜産基盤整備事業分担金	9,700

	千円		千円
2 総務管理費補助金	7,639	新しい地方経済・生活環境創生交付金	7,639
2 中学校費補助金	△1,400	へき地生徒援助費等補助金	△1,400

	千円		千円
1 農業費補助金	900	草地畜産基盤整備事業補助金	900

	千円		千円
1 土地売払収入	7,949	土地売払収入	7,949
2 立木売払収入	5,441	立木売払収入	5,441
3 車輌売払収入	145	車輌売払収入	145
1 有価証券等売払収入	15	有価証券等売払収入	15

１９款　繰入金

１項　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
5 奨学基金繰入金	0	36,731	36,731
計	3,720,605	36,731	3,757,336

２２款　町債

１項　町債

	千円	千円	千円
4 土木債	79,200	700	79,900
6 教育債	16,000	1,400	17,400
7 臨時財政対策債	17,100	1,177	18,277
計	1,098,000	3,277	1,101,277

節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
1 奨学基金繰入金	36,731	奨学基金繰入金　36,731

	千円	千円
1 道路橋りょう整備事業債	700	道路橋長寿命化事業債　700
2 中学校施設整備事業債	1,400	スクールバス整備事業債　1,400
1 臨時財政対策債	1,177	臨時財政対策債　1,177

３　歳　出

２款　総務費

１項　総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 企画調査費	152,502	1,926	154,428				1,926
5 財産管理費	47,310	252,999	300,309			13,553	239,446
12 災害対策費	25,629	15,279	40,908	7,639			7,640
計	4,522,843	270,204	4,793,047	7,639	0	13,553	249,012

６款　農林水産業費

１項　農業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 畜産業費	111,258	11,500	122,758	900		9,700	900
計	382,549	11,500	394,049	900	0	9,700	900

８款　土木費

２項　道路橋りょう費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 橋りょう維持費	129,134	0	129,134		700		△700
計	557,249	0	557,249	0	700	0	△700

１０款　教育費

３項　中学校費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	102,366	0	102,366	△1,400	1,400		
計	128,565	0	128,565	△1,400	1,400	0	0

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	1,926	地域間幹線系統路線運行費補助金	1,926
24 積立金	252,999	公共施設整備基金積立金	13,553
		減債基金積立金	239,446
17 備品購入費	15,279	災害時備蓄品購入費	15,279

	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	11,500	草地畜産基盤整備事業負担金	11,500

	千円		千円
		財源内訳の変更　道路橋長寿命化事業 （一般財源から地方債へ700千円変更）	

	千円		千円
		財源内訳の変更　スクールバス整備事業 （国庫支出金から地方債へ1,400千円変更）	

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区　　分	6 年 度 中 増 減 見 込 額 6 年 度 中 起 債 見 込 額			6年度末
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	現在高見込額
1 普　　通　　債	354,000	0	354,000	2,750,814
2 災 害 復 旧 債	17,200	0	17,200	44,529
3 そ　　の　　他	726,800	3,277	730,077	9,635,030
（1）辺 地 対 策	305,300	700	306,000	1,050,350
（2）過 疎 対 策	381,200	1,400	382,600	4,896,327
（4）臨時財政対策債	17,100	1,177	18,277	3,413,149
合　　計	1,098,000	3,277	1,101,277	12,430,373

議案第 32 号

令和６年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和６年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,745 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,491,078 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

第１表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
7 繰越金		2,945	44,745	47,690
	1 繰越金	2,945	44,745	47,690
歳　　入　　合　　計		2,446,333	44,745	2,491,078

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
6 基金積立金		33,688	44,745	78,433
	1 基金積立金	33,688	44,745	78,433
歳　　出　　合　　計		2,446,333	44,745	2,491,078

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
7 繰越金	2,945	44,745	47,690
歳　　入　　合　　計	2,446,333	44,745	2,491,078

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
6 基金積立金	33,688	44,745	78,433
歳　　出　　合　　計	2,446,333	44,745	2,491,078

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	44,745
0	0	0	44,745

２ 歳　入

７ 款　繰越金

１ 項　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	2,945	44,745	47,690
計	2,945	44,745	47,690

３　歳　出

６ 款　基金積立金

１ 項　基金積立金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民健康保険事業基金積立金	33,688	44,745	78,433				44,745
計	33,688	44,745	78,433	0	0	0	44,745

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 前年度繰越金	44,745	前年度繰越金 44,745

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
24 積立金	44,745	国民健康保険事業基金積立金 44,745

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住　　所	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊
氏　　名	＊　＊　＊　＊
生年月日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住　　所	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊
氏　　名	＊　＊　＊　＊
生年月日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住　　所	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊
氏　　名	＊　＊　＊　＊
生年月日	＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年３月６日提出

八雲町長　　岩　村　克　詔